

木津町区自主防災会活動計画

1. 目 的

この計画は、木津町区自主防災会の活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

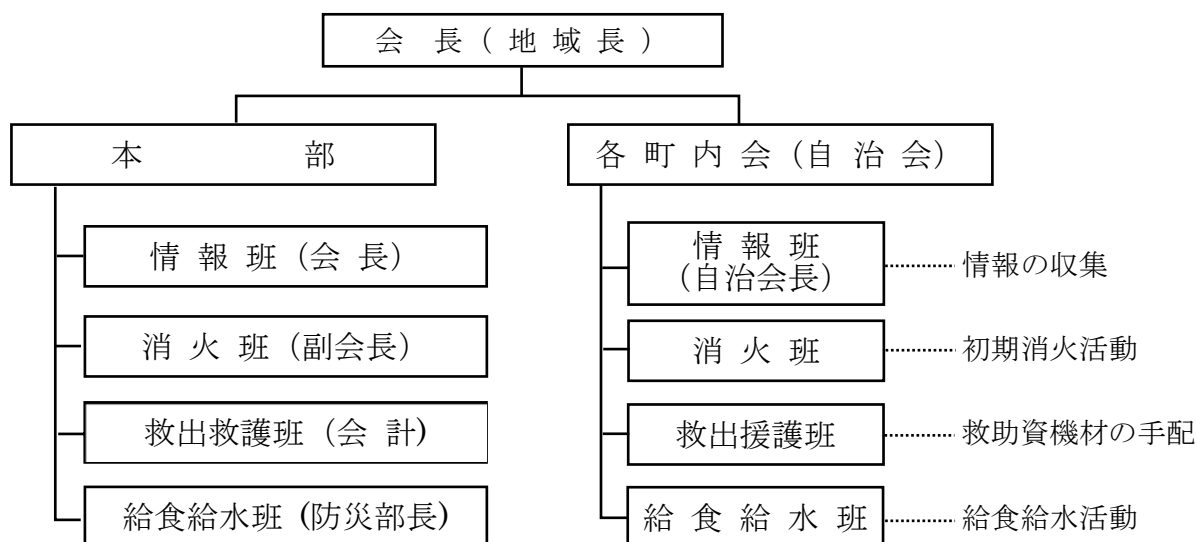
この計画に定める事項は、次のとおりとする

- (1) 自主防災活動組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 自主防災活動知識の普及に関すること
- (3) 自主防災活動訓練の実施に関すること
- (4) 情報の収集、伝達に関すること
- (5) 出火防止、消火に関すること
- (6) 救出救護に関すること
- (7) 給食給水に関すること
- (8) 自主防災資機材等の備蓄及び管理に関すること

3. 自主防災活動組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急対応を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり自主防災活動組織を編成する。

木津町区自主防災活動組織



4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事業

- ① 自主防災会及び防災計画に関すること
- ② 地震、火災、水害等についての知識に関すること
- ③ 地区周辺、各家庭における防災上の留意事項に関すること
- ④ その他、防災に関すること

(2) 普及の方法

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配付
- ② 座談会、講習会、見学研修、映画等の開催及びパネル等の展示

(3) 実施期間

火災予防、防火の日等、関係諸行事に行われる時期に実施、又は随時実施する。

5. 自主防火訓練

大地震の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うため、次により自主防災訓練を実施する。

訓練は個別訓練及び総合訓練とする。

個別訓練・・・情報の収集伝達、消火、避難、救出、救護訓練とする。

総合訓練・・・2以上の個別訓練について、総合的に行うものとする。

6. 情報の収集伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の情報を収集するとともに、必要と認められる情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

7. 出火防止及び初期消火

(1) 大地震においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因となるので、火気使用設備器具の整備及び周辺の整理整頓、危険物等の保管状況、消火器等消火器材の整備、建物等の危険箇所等点検整備を行う。

(2) 初期消火対策として、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるよう消火栓の活用、消火器、水バケツ等の確認及び点検整備を行う。

8. 救出救護

(1) 建物の崩壊、落下物のより救出救護を要する者が生じたとき、現場付近の者は直ちに救出救護活動を行い、救出救護班は、防災関係機関の出動を要請する。

(2) 医療関係への連絡・・・①京都山城総合医療センター ②市内開業医 ③木津川市木津保健センター 等

(3) 避難場所・・・①木津小学校 ②中央交流館 ③中央体育館 ④瓦谷公園 等

9. 給食給水

給食給水班員は、市から配分された食料・飲料水、また地域の家庭から提供された食料・飲料水で給食給水活動を行う。

10. 防火資器材等の備蓄及び管理

防火資器材等の備蓄及び管理に関しては、自主防災会及び木津川市役所が行う。

11. 自主防災実施計画

相楽中部消防署員及び木津町消防団員等の指導で、地域住民を対象に訓練を実施する。

防災・減災の基本は「自助」「共助」「公助」

